

防災かわら版

平成28年度に整備した
主な防災事業を紹介します

防災倉庫の設置
下田公園開国広場と下田幼稚園園庭に、防災倉庫を設置しました。今後は防災倉庫の中に災害時に必要となる資機材や備蓄食糧等を整備していきます。



避難所看板作製事業
市が指定している広域避難場所及び避難所8か所の避難

所看板を新しくしました。蓄光材を使用しているため、夜でも看板が見えるようになっていきます。



避難誘導標識・避難情報看板設置事業
市内の沿岸地域に避難誘導標識を設置しました。地震による津波からの迅速な避難行動に繋げるため、津波避難場所へ誘導するためのものです。また、日本語、英語、韓国語、中国語の多言語標記にすることで、海外の方が見てもわか

りやすいものになっています。外浦海岸沿いと、須崎漁民会館観光案内図横の2か所には避難情報看板を設置し、津波避難情報や一時避難場所が一目でわかるようになっていきます。



平成29年度に実施する主な防災事業について
避難誘導標識や避難誘導看板等は、今後も市民の方々の意見を取り入れつつ、必要な場所に随時設置していきます。避難路や避難施設等の整備は、各地区の自主防災会から申請を受け、自主防災会で行った整備への補助を継続していきます。
問合せ先
防災安全課防災係
☎4145

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事



三島年金事務所出張年金相談をご利用ください

月に1度、市役所2階会議室において、三島年金事務所の職員が出張年金相談会を開いています。

市内で高齢厚生年金の手続や、年金額照会等が可能ですので、ぜひご利用ください。※事前予約が必要になります。

年金相談のメリット

厚生年金に関する手続は三島年金事務所に行くか、郵送するしか方法がありませんが、出張年金相談は市内で直接年金事務所の職員とやりとりできるので安心、便利です。年金制度全般についての質問や、年金の請求、将来受け取る年金額の照会など、年金に関することであればほとんどの方が出張年金相談で行えます。

特に、高齢厚生年金や遺族年金を請求する場合などにぜひ、ご利用ください。

ご予約はお早めに

ご予約時、相談内容をお伺いします。

その際、相談に沿った必要書類をお伝えします。

戸籍謄本が必用な場合、他市町が本籍地ですと郵送請求などで時間がかかることがありますので、お早目の予約をお願いします。

予約・問合せ先
市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎23922

○平成29年度日程表

6月 8日(木)	11月 10日(金)
7月 6日(木)	12月 5日(火)
8月 4日(金)	1月 11日(木)
9月 7日(木)	2月 2日(金)
10月 5日(木)	3月 8日(木)

相談時間
午前 9時30分～11時30分
午後 13時～14時
場所 市役所2階会議室

下田再興日誌 ～福井祐輔市長の活動報告～

4月3日(月)
新年度仕事始め式



3月後半～4月前半の
主な活動報告

・3月22日(水)
新庁舎建設候補地説明会

・3月23日(木)
第37回下田市戦没者戦災者合同慰霊祭

・3月29日(水)
伊豆半島ジオパーク推進協議会総会・美しい伊豆創造センター理事会(伊豆市)

・4月2日(日)
駒門駐屯地創立57周年記念行事(御殿場市)

・4月5日(水)
静岡県・浙江省友好提携35周年記念式典(静岡市)

・4月9日(日)
滝ヶ原駐屯地創立43周年記念行事(御殿場市)

・4月10日(月)
熱海市政施行80周年記念式典(熱海市)

・4月11日(火)
未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン

・4月16日(日)
板妻駐屯地創立55周年記念行事(御殿場市)

黒船祭の臨席依頼のため、米海軍横須賀基地と海上自衛隊横須賀地方総監部を訪問してきました。



黒船祭臨席依頼訪問
(神奈川県横須賀市)

今年度は12名の新規採用職員を迎えました。国や県の支援措置を最大限に活かし、市再生のために全力を尽くしていきます。

市税がコンビニでも納められます
問合せ先 税務課収納係
(窓口⑦) ☎22218

平成28年4月以降に発行した納付書から、コンビニエンスストア(以下「コンビニ」)でも納付できるようになりました。

納付書の裏面に記載されているコンビニなら全国どこでも利用できます。

なお、従来どおり金融機関や郵便局(静岡、愛知、岐阜及び三重県内郵便局のみ)での窓口納付や口座振替でも納めることができますので、ご都合のよい納付方法をお選びください。



納付できる税目

- ・市県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

納付にあたってのご注意

コンビニ納付の開始に伴い、納付書は期別ごと(つづられていない状態)1枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。

納付の際は、記載されている期別と納期限をよくお確かめのうえ、納期順に納付してください。

※納期を間違えて納付されますと、督促状が送送される場合がありますのでご注意ください。

コンビニで納付できない納付書

- ・金額を訂正したもの
- ・納付書1枚の金額が30万円を超えているもの
- ・バーコードが印刷されていないもの
- ・コンビニでの利用期限を過ぎたもの
- ・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの

・平成28年4月1日以前に発行されたもの
※このような納付書はコンビニでは納付できませんので、納付書の裏面に記載してあります取扱金融機関等で納付してください。

また、納付書をホチキスなどで留めると、コンビニで納付できなくなりますので、ご注意ください。



ホチキス等とめないで!

納付書の期別を間違えて、コンビニで納付した場合、つまり、第1期分を納めたつもりが、間違えて第2期分の納付書で納めてしまった場合は、第2期分として収納されます。

原則、還付や他の期別への振替は行いませんので、改めて第1期分を納めてください(このとき、第1期分の納期限が過ぎておられますと、督促状が送送されます。また、「コンビニ利用期限」が過ぎておられますと、コンビニでは納めることができなくなります)。